

## 社会福祉法人みらいのそら役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みらいのそら（以下「本法人」という。）の定款第8条、第21条に基づき、役員、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 役員等は、すべて非常勤とする。

(3) 報酬等とは、報酬及び職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何は問わない。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬は支給しない。非常勤役員が会議等へ出席した場合には、その費用の実費を弁償する。費用弁償の額は、第4条の旅費支給表に定める額とする。

### (報酬等の額の算定方法)

#### 第4条 旅費支給表

役員等	会議への出席		その他法人・施設業務出金
理事	理事会	日額 2,000円	日額 2,000円
監事	理事会、監事監査等	日額 2,000円	日額 2,000円
	苦情解決委員会	日額 2,000円	日額 2,000円
評議員	評議員会	日額 2,000円	日額 2,000円

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、理事会及び評議員会等への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。但し、当該年度予算の範囲内とする。

### (公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成30年5月5日より施行する。

附則 この規程は、令和2年3月28日より施行する。